

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成31年4月22日

【会社名】 マイクロソフトコーポレーション
(Microsoft Corporation)

【代表者の役職氏名】 会社秘書役補佐
キース・ドリバー
(Keith Dolliver, Assistant Secretary)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国98052-6399
ワシントン州レッドモンド ワン マイクロソフト ウェイ
(One Microsoft Way, Redmond, Washington
98052-6399, U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 大塚 一郎

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木1丁目7番27号 全特六本木ビル5階
東京六本木法律特許事務所

【電話番号】 (03)5575-2490

【事務連絡者氏名】 弁護士 大塚 一郎 弁護士 西岡 志貴
弁護士 小野 淳也

【連絡場所】 東京都港区六本木1丁目7番27号 全特六本木ビル5階
東京六本木法律特許事務所

【電話番号】 (03)5575-2490

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【提出理由】

マイクロソフトコーポレーションは、2012年6月13日になされた取締役会決議及び、2012年11月28日になされた定時株主総会決議により承認され、当社の従業員ストック・パーチェス・プラン（以下、「ESPP」という）に基づいて、マイクロソフトコーポレーション及びその子会社の従業員の50人以上に対し、日本国外で、マイクロソフトコーポレーションの普通株式をESPPの条件に従って購入できる新株予約権証券を取得する機会（以下、「オプション」という）を付与した。新株予約権の発行価額の総額及び新株予約権証券がすべて行使された場合の新株予約権証券の行使に際し払込むべき金額の合計額の見込額は586,513,901.82米ドル（65,103,043,102円）で、一億円を超えることが判明した。

よって、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、本報告書を提出するものである。

2【報告内容】

イ. 銘柄： マイクロソフトコーポレーションの新株予約権証券

ロ. 新株予約権証券：

(i) 発行数： 5,433,703

ESPP募集に応じた従業員は、2019年4月1日から2019年6月30日までの3ヶ月の期間について、その期間内の対象となる賃金から、一定額の割合（1%から15%の間の割合を従業員が選択できる。）が天引されることについて同意し、その天引された額で購入することができる新株予約権が付与される。

従業員は、その3ヶ月の期間の最終暦月の最初の日の前日までは、いつでもその3ヶ月の期間についてのESPPへの参加をキャンセルすることができ、その場合、天引された金額は従業員に全額返還される。

3ヶ月の期間の最終暦月の最初の日より前に、募集に応じた従業員が参加をキャンセルしなかった場合は、その3ヶ月の期間の最終日にその従業員は、それまでの3ヶ月の期間に天引された金員の全額を使って、マイクロソフトコーポレーションの普通株式を、次の方式に従い算出された株式数を購入することになる。

従業員が購入する株式数：
$$\frac{\text{3ヶ月間に天引された額}}{\text{新株予約権の行使価格}}$$

新株予約権の行使価格は、各3ヶ月の期間のナスダック市場における最後の取引日のマイクロソフトコーポレーションの普通株式の株価終値の額に、90パーセントを乗じた価格である。

しかし、各従業員は2019年5月31日までに新株予約権の募集に応じるかどうかを決めることができるので、現時点で正確な数字はわからない。上記のような次第であるので、日本国外において付与される新株予約権証券の発行数については、次の方式により算出した見込数である。

38.3915（従業員1人あたりに発行される新株予約権の見込平均数） × 141,534（ESPPに参加できる従業員の数）

(注)

(a)2019年1月1日から2019年3月31日の期間に行われたESPPに基づく新株予約権の日本国外の従

業員1人あたりの平均発行数は38.3915であったため、従業員1人あたりの新株予約権の見込平均発行数は、38.3915とした。

(b)ESPPに参加資格を得るためには、従業員は、歴年において5ヶ月以上通例の雇用がなされていなければならない。よって2019年4月1日から2019年6月30日までの期間のESPPに参加するためには、2018年11月1日にマイクロソフト、その子会社または関係会社に雇用されていなければならない。そのときの日本国外の該当従業員数は141,534人である。

(ii) 発行価格： 該当なし(0円)

新株予約権証券は、当該従業員に対して無償で与えられる。

(iii) 発行価額の総額： 0円

(iv) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数：記名式額面0.00000625米ドル(0.00069375円)の普通額面株式5,433,703株

(注)上記(i)に記載のとおり見込数である。

(v) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額：107.94米ドル(約11,981円)

(注)2019年4月1日から2019年6月30日までの期間の最終の取引日のマイクロソフトコーポレーションのナスダック市場における普通株式の株価終値は、現時点ではわからないので、2019年4月8日の同社普通株式の株価終値である119.93米ドルをその行使価格の算定に使用した。行使価格は、107.94米ドル(119.93米ドル×90%)となる。

よって、新株予約権証券の発行価額及び新株予約権証券の行使に際して払込むべき金額の合計の見込額は、586,513,901.82米ドル(65,103,043,102円)である。

(vi) 新株予約権の行使期間：2019年4月1日から2019年6月30日まで

(vii) 新株予約権の行使の条件：

本新株予約権証券は、当社及び当社の子会社の日本国外にいる従業員に対して、ESPPに基づいて無償で付与される。当該従業員がESPPへの参加を2019年5月31日までにキャンセルした場合は、本新株予約権証券は行使されないことになる。

(viii) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入れ額：

0.00000625米ドル(0.00069375円)

(ix) 新株予約権の譲渡に関する事項：

従業員は、新株予約権証券を第三者に譲渡することはできない。

八. 発行方法： 新株予約権は、当社及び当社の子会社の従業員に対して無償で付与される。

二. 引受人の氏名又は名称： 該当なし

ホ. 募集及び売出しを行う地域： アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ボリビア、ブラジル、ブルガリア、カナダ、チリ、コロンビア、コスタリカ、コートジボアール、クロアチア、チェコ共和国、デンマーク、ドバイ、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、グアテマラ、香港、

ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、韓国、クウェート、ラトビア、レバノン、リトアニア、ルクセンブルグ、マレーシア、モーリシャス、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、プエルトリコ、サウジアラビア、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、台湾、タイ、トリニダトバゴ、トルコ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ及びベネズエラ。

へ． 新規発行による手取金の額及び使途：該当なし

ト． 新規発行年月日： 2019年6月30日

チ． 当該有価証券を証券取引所で上場しようとする場合における当該有価証券の名称：該当なし

リ． 2018年12月31日現在の資本金（連結普通株式及び払込剰余金）：77,556百万米ドル（8,608,716百万円）

（注1）本報告書中のいくつかの数値は四捨五入してある。

（注2）括弧内の円金額は、1ドル=111円の為替レート（株式会社三菱UFJ銀行が発表した2019年4月8日現在の対顧客電信直物売買相場の仲値を四捨五入した数）により計算されている。1円未満は四捨五入してある。